

ID: 19

担当部署: 総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	手数料の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市手数料条例 第6条第2項		
例規番号	平成12年条例第8号		
<b>【根拠条文】</b> (手数料の不徴収又は減免) 第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、手数料を徴収しない。 (1) 法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないもの (2) 国又は他の地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請(別表3(2)建築基準法関係の表及び同表4消防関係の表に係る申請を除く。)があったとき。 (3) 一般に周知させるべき文書を閲覧に供するとき。 (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者から申請があったとき。 (5) 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明の請求があったとき。 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、手数料を減免することができる。  別表 (表省略)  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 23

担当部署: 総務部 総務室 法務コンプライアンス課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例 第7条		
例規番号	昭和33年条例第14号		
<b>【根拠条文】</b> (延滞金の減免) 第7条 市長は徴収金の滞納について、やむを得ない事由があると認めた場合においては、延滞金を減免することができる。  <b>【基準】</b> 根拠条文及び芦屋市税外徴収金の督促及び延滞金の徴収に関する条例施行規則第2条の規定による。 (延滞金の減免) 第2条 条例第7条の規定により延滞金を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 徴収金を納付しなければならない者(以下「納付者」という。)が災害、疾病その他自己の責に帰することができない事由により納付の資力を失ったとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めたとき。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日